行田市告示第３８６号

行田市開発許可等の基準に関する条例（平成１７年条例第９号）第５条第１項第１号の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、同項第３号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該図書は、行田市都市整備部建築開発課において公衆の縦覧に供する。

令和８年１０月２６日

行田市長　行　田　邦　子

１　予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

土地の区域	予定建築物の用途
大字下須戸の一部	流通業務施設・工業施設

ただし、上表に掲げる土地の区域のうち、都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第２項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地及び牧草放牧地は除く。

２　変更した土地の区域

イ　追加する土地の区域

大字下須戸の一部

ロ　削除する土地の区域

なし

３　変更した日

令和８年１０月２６日